

住宅等の修繕・改築に伴い生じた 廃棄物の処理

平成27年12月21日

環境省 廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物の処理責任について

リフォーム業者が建設工事の注文者から直接当該工事を請け負う場合は、住宅修繕・改築に伴って生じた廃棄物は、当該リフォーム業者に処理責任が生じる

- これらの廃棄物は、産業廃棄物（一般廃棄物）又は特別管理産業廃棄物となり、廃棄物処理法に従い、排出事業者の責任により処理を行うこととなる
- ただし、元請・下請関係がある場合には、原則として元請業者に当該廃棄物の処理責任義務が生じる（廃棄物処理法第21条の3第1項）
- これらの廃棄物は、法令上、避難指示区域外に持ち出して処理することが可能なものである
- これらの廃棄物を、修繕・改築を実施したお宅に残置してはならない

廃棄物の処理責任について

リフォーム業者等が自ら又は産業廃棄物処理業者等に
処理を委託して処理する

産業廃棄物処理業者等に処理を委託する場合には...

- 廃棄物の種類(品目)ごとに分別する
- 必要に応じて、廃棄物の表面線量率($\mu\text{Sv/h}$)や放射能濃度(Bq/kg)を測定する
- 排出する廃棄物の種類(品目)や処理方法に合った許可を有する処理業者に委託する
- 処理先が見つからない場合には、福島県産業廃棄物協会に相談する

【参考】廃棄物の表面線量等について

- 環境省がこれまでに汚染廃棄物対策地域内で実施した家屋解体工事等に由来する廃棄物の表面線量等(一例)は下表のとおり
- いずれも、既存の民間処理業者又は公共工事等において、適切にリサイクルされている

	コンクリートがら	金属くず	木くず
南相馬市	0.05～0.06 $\mu\text{Sv/h}$ 20～164 Bq/kg	0.06～0.07 $\mu\text{Sv/h}$	0.06～0.09 $\mu\text{Sv/h}$
浪江町	0.17～0.22 $\mu\text{Sv/h}$ 645～1620 Bq/kg	0.09～0.13 $\mu\text{Sv/h}$	0.09～0.14 $\mu\text{Sv/h}$
飯舘村	0.05 $\mu\text{Sv/h}$ 38B q/kg	0.05～0.06 $\mu\text{Sv/h}$	0.04～0.06 $\mu\text{Sv/h}$

※ $\mu\text{Sv/h}$ は表面線量率、Bq/kgは放射能濃度の値

※ 浪江町の一部の品目には、津波がれき由来の廃棄物も混合している